

知 事 意 見（要 綱）

平成19年10月15日

落合浄化センター建設事業に係る環境影響評価準備書について、関係市長及び関係地域住民並びに岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価書に反映させるとともに、事業の実施に際しては環境影響評価準備書で明らかにした環境保全対策の実施はもとより、環境保全上必要な措置を講じることとされたい。

記

1 環境負荷の低減について

(1) 処理水質については、実施計画書に比べて、事業者として可能な限り水質影響を低減した計画となっているが、計画水質の達成はもとより、実際の水質影響がより低減されるよう、施設の維持管理及び水質監視には万全を期すること。

(2) 工事中の濁水防止対策として種々の対策を講じることとしているが、公共用水域への影響を可能な限り低減するよう徹底した施工管理及び監視を行うこと。

(3) 脱臭施設の具体的設計に当たっては、当処理場の規模や同脱臭方式の採用事例を勘案し、施設の稼働時はもとより、停電、定期修理時等においても悪臭の発生がないよう十分配慮したものとする。

また、脱臭施設の維持管理を徹底するとともに、悪臭の排出状況等について定期的な監視を実施し、悪臭防止に万全を期すること。

2 生物の保全措置について

浄化センター建設に伴い消失するイモリ等の生息環境の代償措置として整備する多自然型水路については、将来においても十分機能するよう、構造や形態について更に検討を加えること。

また、検討に当たっては、移植の方法も含めて専門家の指導を仰ぎ、施設の具体的な設計や維持管理手法に十分反映させること。

3 緑化計画について

施設外周の緑化については、ゾーニングの目的や各ゾーンのコセプトなどを一層明確化した基本的な方針を示すこと。

また、緑化計画の検討に当たっては、岩盤の露出等の緑化法面の地盤性状に応じた緑化手法の採用や播種植物の選定に十分配慮するなど、具体的な緑化計画を示すこと。

4 環境管理計画について

環境管理計画に基づき、当該事業が環境に及ぼす影響を計画的かつ適確に把握し、その結果を施工管理及び施設管理に反映させること。

特に、動植物の調査の実施に当たっては、調査計画の立案過程から専門家の助言を仰ぐこと。

5 指摘事項について

別掲の指摘事項についてそれぞれ検討し、適切に対処されたい。

指 摘 事 項

1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

(1) 騒音・振動

計画地の土壌性状から、掘削工で発破等の実施が推測されることから、準備書で想定していないような新たな騒音・振動を発生する作業が生じる際には、再予測・評価を行い、必要に応じて措置を講じること。

(2) 水質

- ① 放流水による公共用水域への影響は、十分に河川との混合が行われることを前提として予測されていることから、具体的な放流形態の検討に当たっても、河川との十分な混合拡散に配慮すること。
- ② 処理水放流地点の変更に伴う、水質及び底質に係る追加調査の実施にあたっては、調査実施地点及び調査実施時期等について適切な調査計画となるよう十分に検討するとともに、現地調査結果を踏まえた的確な予測評価を行うこと。

2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

(1) 動物

- ① 動物に対する評価に当たっては、騒音・振動による影響を十分勘案する必要がある。
特にオオヨシキリに対する予測については、付近を通過する車両の増加の程度と騒音・振動の関係や、周辺の繁殖可能なヨシ原の分布状況を踏まえた上で記述するなど、適切に評価すること。
- ② 動物の調査結果に関する基礎データの掲載に当たっては、一部省略されているものも散見されるので、統一的に取り扱うこと。

3 環境への負荷の低減

(1) 廃棄物等

施設の稼働に伴い発生する汚泥については、減量化、資源化に努めるとともに、処理・処分に当たっては環境保全上支障が生じないよう適正な処理を行うこと。

4 その他

計画地が小原遺跡の一部と重なるため、事前調査の必要性や対応方法等について、真庭市教育委員会などの関係機関と十分協議し、適切に対応すること。

落合浄化センター建設事業の概要及び環境影響評価 準備書の関係地域住民への周知結果

1. 事業の概要

(1) 事業の名称

落合浄化センター建設事業

(2) 事業者の名称

事業者及び都市計画決定権者

真庭市長（市長 井手紘一郎）

(3) 事業の目的及び内容

下水道は生活環境の改善を図り、かつ、公共用水域の水質を保全する上で欠くことのできない根幹的な施設である。近年、全国的に生活様式の均質化が進み、都市、農山漁村を問わず下水道整備に対する要望は非常に大きい。

真庭市においても、住民が快適で安心できる生活環境をつくりあげるため都市基盤整備を進めており、その中でも特に必要不可欠な施設として、本下水道事業を実施するものである。

(4) 事業の種類

下水道終末処理場の新設

(5) 事業実施区域の位置

真庭市赤野地内

(6) 計画諸元

項 目	計 画 概 要
目 標 年 次	平成35年
計画区域面積	285ha（敷地面積：約13,560m ² ） 行政区域面積：14,792ha
計画処理人口	8,000人 行政区域人口：15,800人
処 理 方 式	オキシデーションディッチ法（凝集剤添加及び砂ろ過）
放 流 先	旭川
計画下水量	日平均：3,810m ³ （日最大：4,880m ³ ）
計画放流水質 日平均(日最大)	生物化学的酸素要求量（BOD） 7（10）mg/ℓ以下 浮遊物質（SS） 13（20）mg/ℓ以下 化学的酸素要求量（COD） 6（10）mg/ℓ以下 全窒素（T-N） 7（10）mg/ℓ以下 全磷（T-P） 0.7（1）mg/ℓ以下

（注）行政区域面積、行政区域人口は、旧落合町の数値

2. 関係地域住民への周知結果

(1) 公告の方法

- ① 日刊新聞紙（朝刊）への掲載
山陽新聞真庭圏版（平成19年7月18日）
- ② 広報紙への掲載
真庭市の広報紙「広報まにわ」7月号に概要を掲載
- ③ 広報紙へのちらしの折り込み
周知計画範囲の世帯に対し、真庭市の広報紙「広報まにわ」7月号にちらしを折り込み配布
- ④ 要約書の配布
周知計画範囲の世帯に対し、要約書を配布

(2) 縦 覧

- ① 縦覧期間
平成19年7月19日（木）～8月8日（水）
- ② 縦覧場所及び縦覧者数
真庭市役所建設部都市住宅課 2人
真庭市落合支局 0人
JR姫新線落合駅駅舎 0人

(3) 説明会

- ① 会 場
落合公民館（真庭市落合垂水）
- ② 日 時
平成19年8月3日（金）19：00から
- ③ 参加者数
0人

(4) 意見書の提出

- ① 意見書の提出期間
平成19年7月19日（木）～8月15日（水）
- ② 住民からの意見書提出件数
0件